

『選定療養費』に関する重要なお知らせ

令和2年度診療報酬改定により、一般病床数が200床以上の地域医療支援病院では、紹介状なしで受診する場合や当病院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当病院へ受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当病院を再受診された場合には、保険適用の診療費とは別に、選定療養費を徴収することが義務化されました。

当院では、夜間・休日の時間外診療も含め『選定療養費』として、患者さんにご負担いただく額を次のとおりといたします。

| | |
|---|-----------------------|
| 初診時 | 医科 5,500円 / 歯科 3,300円 |
| 再診時 | 医科 2,750円 / 歯科 1,650円 |
| 時間外におきましては、下記の選定療養費もご負担いただく場合があります | |
| 平日：17：15～翌朝8：30 土日祝・年末年始・創立記念日：終日 (自主当番日・救急診療日をのぞく) | 5,500円 |

(上記金額には消費税が含まれています)

ただし、以下の患者さんについては選定療養費の徴収対象外となります

【初診時及び時間外選定療養費の共通事項】

- 他の医療機関からの紹介状を持参された方
 - 救急車で搬送され当病院を受診された方
 - 各種公費負担者制度の受給者である方
- (※ただし老人医療・母子医療・乳幼児医療は対象となります)

【初診時選定療養費に限る】

- 慢性疾患で現在継続して通院されている方
- 健康診断等の結果により当院での精密検査の指示を受けた方

【時間外選定療養費に限る】

- 当院で診療継続中の症状の悪化によって、時間外の受診の必要があった場合
- 当院の医師により、注射・処置などのために救急外来を受診するように指示されていた場合
- 診察の結果、重症で即日入院又は転院となった方
- 緊急処置（縫合処置、吸入等）を要した方
- 担当医師が、緊急性があると判断した場合

舞鶴共済病院長